



古賀市長 田 辺 一 城 様

個別補助金の審査について（答申）

平成30年11月5日付け30古財発第310号で諮問のあった個別補助金の見直しに係る審査について、別添のとおり答申します。

平成31年3月26日

古賀市補助金審査委員会
委員長 宗 像 優

個別補助金の審査について
(答申)

平成31年3月26日

古賀市補助金審査委員会

1. はじめに

古賀市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）は、古賀市補助金審査委員会条例に基づき、市が個人又は団体に対して交付する補助金、交付金その他の財政的援助（以下「補助金」という。）の透明性を確保するとともに、客観性に基づいた補助金の審査及び検証を行うため、市長から委嘱された5人の委員による附属機関として設置されました。

補助金制度の効率的かつ効果的な運用を目指すために策定した古賀市補助金改革実行計画では、「状況の変化に応じた定期的な見直しを図るため、3年ごとに補助金の継続的な見直しを実施する」こととしており、その見直しに係る審査について、平成30年11月5日付けで市長から委員会に諮問がありました。

2. 審査の対象

市の平成29年度一般会計当初予算における補助金（19節4細節）の予算額は、歳出総額（19,673,592千円）の2.8%に相当する552,952千円で、事業数は、96事業となっています。

このうち、公募型補助金を除く93の個別補助金について平成29年度より3か年をかけて審査を行うもので、今年度はその約3分の1にあたる29事業の審査の諮問を受けました。

3. 審査の方法

審査にあたっては、平成29年度の補助実績に基づき、所管する担当課の考え方及び把握している諸事情等のヒアリングを行いました。

ヒアリングをふまえ、審査項目ごとに各委員が5段階で評価し、20点満点で採点を行い、その平均評点により判定を行いました。

（ア）審査項目

① 事業の公益性

- ・補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当か
- ・地域や市民のニーズや課題を的確に捉えているか
- ・広く市民に開かれているか

② 事業の効果

- ・効果を客観的に示すことができるか
- ・波及効果や新たな展開が期待できるか

③ 補助金額の妥当性

- ・補助率は2分の1以内か 超える場合はその必要性が明確か
- ・補助金額は事業費の10%未満または10万円未満ではないか

- ・繰越金は補助金額の2分の1を超えていないか

④ 事務の適正性

- ・補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っているか
- ・運営費や補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費が含まれていないか
- ・補助事業者は公平に選定されているか
- ・市が事務局になっていないか

(イ) 評点

区分	評点
高く評価できる	5点
ある程度評価できる	4点
普通程度である	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

(ウ) 判定基準

平均評点	判定
1.3点以下	廃止
1.3点を超えるものの3点未満の審査項目を含む	見直し
上記以外	継続

4. 審査結果

上記の審査方法により、当委員会で慎重に審議を重ね検討した結果、それぞれの判定結果は次のとおりとなりました。

①「継続」と判定したもの

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
1	病児保育促進事業補助金	4.2	4.2	3.8	4.0	16.2
2	延長保育促進事業補助金	4.2	4.0	3.8	3.8	15.8
3	地域子育て支援拠点事業補助金	4.0	3.6	3.6	3.8	15.0
4	路線バス運行補助金	3.8	4.0	3.6	3.4	14.8
5	障害者福祉ホーム運営費補助金	3.6	3.4	3.6	3.4	14.0
6	中小企業小口事業資金融資保証料補助金	3.4	3.2	3.6	3.4	13.6
7	心身障害者扶養共済制度補助金	3.6	3.6	3.0	3.4	13.6

8	農業担い手機械導入支援事業補助金	3.4	3.2	3.6	3.4	13.6
9	古賀モノづくり博「工場見学・体験教室」事業補助金	3.6	3.6	3.0	3.0	13.2

②「見直し」と判定したもの

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
10	子ども会育成会連合会事業補助金	3.8	3.6	3.2	2.8	13.4
11	鳥獣被害防止対策事業補助金	3.4	2.8	3.6	3.4	13.2
12	地域移動サポート事業補助金	3.8	3.2	2.8	3.4	13.2

③「廃止」と判定したもの

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
13	水田有効活用推進事業補助金	3.6	3.0	3.2	3.2	13.0
14	保育補助者雇上強化事業補助金	3.6	3.2	3.2	3.0	13.0
15	一時預かり事業補助金	3.4	3.4	3.0	3.0	12.8
16	人権擁護委員補助金	3.6	3.0	3.0	3.2	12.8
17	プレミアム付商品券発行事業補助金	3.0	3.4	3.0	3.2	12.6
18	果樹振興事業補助金	3.2	3.2	3.0	3.0	12.4
19	青少年育成市民会議事業補助金	3.6	2.8	3.0	3.0	12.4
20	ため池維持管理事業補助金	3.8	3.0	2.8	2.6	12.2
21	保護司会補助金	3.6	2.6	3.2	2.6	12.0
22	更生保護事業補助金	3.4	2.6	3.0	2.8	11.8
23	有害鳥獣対策強化事業補助金	2.8	2.8	3.0	3.0	11.6
24	少年の船の会事業補助金	3.0	2.8	2.8	2.6	11.2
25	粕屋地域農業振興事業補助金	3.0	2.4	3.0	2.4	10.8
26	小・中学校PTA連合会事業補助金	3.2	2.6	2.0	2.8	10.6
27	民生委員協議会事業補助金	3.0	2.2	2.4	2.4	10.0
28	認定農業者協議会事業補助金	2.4	2.0	1.8	2.2	8.4

④既に廃止されているため、審査対象外としたもの

No	補助金名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
29	日本の次世代リーダー養成塾参加補助金	—	—	—	—	—

5. 委員会日程

日にち	場所	内容
11月5日(月)	市役所第2庁舎 中会議室	個別審査 (子ども会育成会連合会事業補助金、青少年育成市民会議事業補助金、少年の船の会事業補助金、中小企業小口事業資金融資保証料補助金、プレミアム付商品券発行事業補助金、古賀モノづくり博「工場見学・体験教室」事業補助金、日本の次世代リーダー養成塾参加補助金)
11月19日(月)	市役所第2庁舎 303会議室	個別審査 (民生委員協議会事業補助金、障害者福祉ホーム運営費補助金、心身障害者扶養共済制度補助金、ため池維持管理事業補助金、認定農業者協議会事業補助金、水田有効活用推進事業補助金、粕屋地域農業振興事業補助金、果樹振興事業補助金)
12月11日(火)	市役所第2庁舎 中会議室	個別審査 (小・中学校PTA連合会事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児保育促進事業補助金、地域子育て支援拠点事業補助金)
1月30日(水)	市役所第2庁舎 303会議室	個別審査 (保護司会補助金、更生保護事業補助金、人権擁護委員補助金、農業担い手機械導入支援事業補助金、鳥獣被害防止対策事業補助金、有害鳥獣対策強化事業補助金、地域移動サポート事業補助金、路線バス運行補助金)
3月4日(月)	市役所第2庁舎 302会議室	個別審査(再審査) (プレミアム付商品券発行事業補助金、子ども会育成会連合会事業補助金、青少年育成市民会議事業補助金、少年の船の会事業補助金) 答申書の審議

6. おわりに

地方公共団体である市が補助金を支出する根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定にあります。しかしながら、補助金のあり方は時代の変化に合わせて常に見直されており、「公益上必要かどうか」という観点だけでなく、その適正性、妥当性、効果などについても、客観性に基づき検証する必要があります。今回審査を行った補助事業においても、昨年度と同様に、補助開始の経緯や補助額の根拠が不明なまま、長期にわたって継続しているもの、目的や対象経費があいまいなもの、補助の効果を示す指標を設定できていないものがあり、実績報告の内容が不十分で、審査が困難な事業も散見されました。

今年度策定された「補助金の見直しに関するガイドライン」では、(1)必要性の検証、(2)適正な実施方法への転換、(3)要綱の整備、(4)審査、評価の厳格化及び(5)市民への公表の5つを見直しの基準として定められています。

各補助金の見直しに当たっては、当ガイドラインを参考に、本委員会の答申を十分尊重し、別添「補助事業に対する意見・要望・提案等」を留意のうえ、取り組んでいただきますよう答申いたします。

古賀市補助金審査委員会

委員長	宗 像 優
副委員長	今 村 晃 章
委 員	小 河 武 文
委 員	貞 光 紀美子
委 員	山 崎 あづさ